

第三期立科町子ども・子育て 支援事業計画

【令和7年度～令和11年度】



計画の策定にあたって

近年の少子化の進行や人口減少等の社会潮流、立科町(以下、「本町」という。)のこども・子育てを取り巻く現状、計画の進捗状況を検証し、こどもの健やかな成長を社会全体で支える環境をより一層整えることを目的として、「第三期立科町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

計画の位置づけと期間

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、「次世代育成支援対策推進法」に基づく次世代育成支援行動計画を併せた、こども・子育て支援に係る計画として策定します。
- 本町の最上位計画である「第6次立科町総合計画」をはじめ、各種法律に基づく様々な関連計画と整合を図り、効果的かつ効率的な施策の推進及び進行管理に努めます。
- 本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、時勢の変化等の必要に応じて、計画期間中であっても適宜必要な見直しを行います。

基本理念

安心して子育てができ、 こどもが健やかに育つまちづくり



基本目標

基本目標1

親子の健やかな成長発達を支える

妊娠・出産期からの継続的な支援により、すべてのこどもが健やかに育つとともに、保護者が子育ての喜びを実感できることを目指します。また、保護者の不安や負担を軽減するとともに、胎児期、乳幼児期、児童期を通して、切れ目なく保健、福祉、保育、教育の支援を提供できる環境づくりを進めます。さらに、子育て家庭が充実した子育てを実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた「共働き・共育て」の支援や、経済的支援に取り組みます。

施策	主な事業(抜粋)
(1) こどもと母親の健康のための支援の充実	妊婦・産婦健康診査、乳幼児健康診査
(2) 教育・保育サービスの充実	保育事業、幼児教育の充実
(3) 子育て支援の充実	こども家庭センターの設置・運営、相談体制の整備
(4) 経済的な負担の軽減	妊婦のための支援給付金、出産祝金制度
(5) 共働き・共育てへの支援	放課後児童クラブ利用料無償化、保育サービスの充実

基本目標2

心身の健やかな成長に資する教育環境を整える

「こどもの権利」について、こどもが権利の主体であることを町民に広く周知・啓発するとともに、虐待や体罰の未然防止に取り組みます。

また、こどもが豊かな心と身体を育むために、安心して過ごせるこどもの居場所づくりを進めるとともに、保健・教育等の様々な分野の連携により発達段階に応じた学習機会や体験学習の提供等、「生きる力」を育成するための教育環境を整えます。

施策	主な事業(抜粋)
(1) こどもの権利擁護の推進	こどもの権利の広報・啓発、児童虐待防止対策
(2) こどもの居場所づくりの推進	放課後児童クラブ、放課後子ども教室
(3) こどもの生きる力を育む立科教育の推進	30人規模学級編成、インクルーシブ教育の推進
(4) こどもの心とからだの健康づくりの推進	小学校・中学校でのこころの健康づくり事業、スポーツ少年団

基本目標3

支援を必要とするこども・家庭を支える

こどもが生まれ育った環境によって左右されることなく、こども一人ひとりが心身ともに健やかに成長でき、自分の可能性を最大限に発揮できるよう、経済的な困難や障がい等、様々な状況にあるこどもとその家庭に寄り添い、個々の現状等に応じたきめ細やかな支援を行います。

施策	主な事業(抜粋)
(1) 障がいのあるこどもへの支援の充実	障がい児保育事業、医療的ケア児への支援の充実
(2) 多様なこども・家庭への支援の充実	ヤングケアラーに関する周知・啓発

基本目標4

子育てを支援する生活環境を整える

こどもや子育て家庭を地域ぐるみで支えていくことができるよう、地域・行政が協力して健全な環境づくりを進めます。また、こどもが被害者となるような凶悪事件や、その前兆となる声掛け事案を防止するため、関係団体と協働して、こどもや子育て家庭が安全・安心に生活できる環境を整えます。

施策	主な事業(抜粋)
(1) 子育てしやすい環境づくり	住環境の整備、通園・通学の交通の確保
(2) こどもの安全確保	防犯体制の強化、事故防止のための啓発
(3) 関係機関との連携強化	民生児童委員との連携、医療機関との連携



子ども・子育て支援事業の確保方策

こどもや保護者が必要とする支援を受けることができるよう、子ども・子育て支援事業の充実を図ります。本町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、子ども・子育て支援事業を実施します。

区分	事業	確保策の考え方
教育・保育	1号認定(満3歳以上で、幼稚園での教育を希望するこども)	1号認定については、見込量と幼稚園預かり保育利用者の合算を確保します。2・3号認定については、たてしな保育園の定員分を確保します。
	2号認定(満3歳以上で、「保育の必要性」があるこども)	
	3号認定(満3歳未満で、「保育の必要性」があるこども)	

区分	事業	確保策の考え方
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	こども家庭センターを相談窓口として、妊娠・出産・育児に関する相談・支援、医療機関や関係者との連絡調整等、切れ目のない支援体制づくりを進めます。また、地域子育て相談機関の設置に努めます。
	延長保育事業	利用状況は年度により変動がありますが、現状の体制で充足していると考えられるため、引き続き、現体制で事業を提供します。
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	児童館において放課後児童クラブを実施します。児童館では、放課後子ども教室や下校後による来館での利用者が増加していることから、教育委員会と学校関係者が連携して、放課後の安全・安心な居場所の確保に努めます。
	子育て短期支援事業	町外の事業所に委託をしてショートステイを実施しており、引き続き、現体制で事業の提供を行います。また、トワイライトステイの実施については、状況により検討します。
	乳児家庭全戸訪問事業	全出生児を対象として、乳児家庭全戸訪問事業を兼ねた新生児訪問を実施します。里帰り出産により長期に滞在する場合には、滞在市町村に訪問を依頼するなどにより、相談支援の機会を確保します。
	養育支援訪問事業	新生児訪問等により、養育支援が必要な家庭を把握し、保健師等による相談・指導を行います。
	地域子育て支援拠点事業	平日の午前中を中心に児童館において事業を実施します。また、小学校の長期休暇中においても、安全に事業が利用できるよう体制の確保に努めます。
	一時預かり事業	たてしな保育園にて継続して実施します。
	病児保育事業（病中児・病後児保育）	病中児保育は浅間総合病院で実施し、病後児保育は佐久市内保育園の1か所で実施します（佐久地域定住自立圏協定による委託事業）。
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	町内には11か月未満児を預けられる事業所等が設置されていないため、事業の周知と養成講習会を開催し、会員数の拡大に努めます。
	妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）	長野県医師会や長野県助産師会との契約により、14回の産婦健診を実施します。なお、県外の医療機関等で受診した場合は、償還払いとして費用を助成します。
	産後ケア事業	事業の受託事業所の確保や利用手続きの利便性を高めることで、すべての利用希望者を受け入れる体制を確保します。
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	現在、実施の予定はありません。なお、立科町の独自事業として、保育所等副食費無償化事業を引き続き実施します。
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	乳児等通園支援事業については、令和8年度から実施する予定です。
	子育て世帯訪問支援事業	令和7年度からの開始に向けて、訪問支援員の確保等、供給体制を整えます。
	児童育成支援拠点事業	要保護児童対策地域協議会等で状況を把握する中で、必要に応じて検討します。
	親子関係形成支援事業	令和7年度から事業を開始します。乳幼児健診や子育て相談などから支援を必要とする家庭を把握し、事業への参加の働きかけを行います。

第三期立科町子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行年月：令和7年3月

発行：立科町

編集：立科町 町民課

住所：〒384-2305 長野県北佐久郡立科町大字芦田2532

T E L: 0267-88-8407

F A X: 0267-56-2310



ホームページ QR コード

※全体版は本町のホームページに掲載しています。